

# 神崎市空家等対策計画 修正(案)の概要 令和8年2月

## 背景

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき「神崎市空家等対策計画」を策定し、空家対策を総合的かつ計画的に推進してきた。

令和7年4月1日に実施した組織体制の見直しに伴い、現行の組織体制と計画の内容の整合性を確保するなど、今後も引き続き、空家対策を実施するため、計画の修正を行う。

## 内容

### 1 計画期間

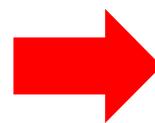
現行計画期間 令和4年8月 ~ 令和9年3月まで（5年間）

※令和8年度末に計画期間を更新予定

### 2 空家等相談の受付窓口について（令和7年4月1日から）

防災危機管理課(空家・空地の安全)

企画課(空家・空地の活用)



移住・定住推進課

(空家・空地の安全及び活用)